

## 令和6年度「教職実践演習」を履修申請する方へ

「教職実践演習※」は「教育実習に参加し、単位を修得済(または修得見込み)の学生が対象」のため、次の①または②に該当する方以外は履修申請できませんので、注意してください。

① 既に「教育実習※」の単位を修得している者

② 令和6年度に「教育実習※」に参加予定の者

※本学の「教育実習」及び「教育実践演習」に係る参加資格等については、「科目等履修生出願要領」および「教員免許状等資格取得のために科目等履修生を希望される方へ(手引き)」を確認してください。